明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二二）　二
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二三）　二〇
○信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二四）　三三
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二五）　三六
〔省　令〕
○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四八）　三六
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四九）　三七
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（同五〇）　三七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五一）　四三
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（同五二）　四四
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（同五三）　五七
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五四）　五九
○生活保護法施行規則の一部を改正する省令（同五五）　六三
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通四）　六五
〔告　示〕
○児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（こども家庭庁五）　八三
○児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項（同六）　八四
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和四年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件（総務八五）　八四
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和四年度の財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件（同八六）　八五
○令和四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（同八七）　八六
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一一一）　九三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同一一二）　一三九
○特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一一三）　一三一
○特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一一四）　一三四
○特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一一五）　一三六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一一六）　一三八
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同一一七）　一三九
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同一一八）　一四〇
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一一九）　一四〇
○令和六年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一二〇）　一四一
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産六二九）　一四三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同六三〇、六三一）　一四四
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の全部を改正する件（国土交通二二六）　一四四
○壁等の構造方法を定める件（同二二七）　一四六
○壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（同二二八）　一四七

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件（同二二九）　一七三
○建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等が確保しなければならない機能を定める件（同二三〇）　一七四
○主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件（同二三一）　一七九
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき国土交通大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件の一部を改正する件（同二三二）　一八〇
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示の一部を改正する件（防衛七五）　一八一
○都市計画に関する件
（関東地方整備局一三五～一四四）　一八一
○道路に関する件（同一四五）　一八二
○都市計画に関する件
（北陸地方整備局二一、二二）　一八三
○道路に関する件
（近畿地方整備局三九～四一）　一八三
○道路に関する件
（中国地方整備局四二）　一八三
○道路に関する件
（九州地方整備局四一、四二）　一八三
○都市計画に関する件
（北海道開発局二一～二四）　一八四
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局四～八）　一八四

府令

○内閣府令第二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項及び第五十二条の二十七第二項の規定に基づき、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　期中（年　月　日から　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１～６　略］ ７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。 ⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合 ⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。 第１　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　略］ ６　自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法　　 （単位：百万円） 項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 ［略］	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　期中（年　月　日から　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１～６　同左］ ７　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。 ［加える。］ ［加える。］ 第１　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　同左］ ６　自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法　　 （単位：百万円） 項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 ［同左］

マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　略］

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　同左］

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				

マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第２号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

［第１～第３　略］

別紙様式第２号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

［第１～第３　略］

別紙様式第２号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

［第１～第３　同左］

別紙様式第２号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

［第１～第３　同左］

別紙様式第３号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～12　略］

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				

別紙様式第３号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～12　同左］

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				

マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第３号の２（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～13　略］

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

別紙様式第３号の２（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～13　同左］

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）
［１～７　略］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［略］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［略］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）
［１～５　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第４号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～４　略］

（記載上の注意）
［１～７　同左］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［同左］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）
［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第４号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］

５　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

［第１～第３　略］

別紙様式第４号の２（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　支店

代表者氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

［第１～第３　略］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中間連結業務報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　銀行

代表取締役　氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

５　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

［第１～第３　同左］

別紙様式第４号の２（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　支店

代表者氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

［第１～第３　同左］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中間連結業務報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　銀行

代表取締役　氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１（年　月　日から／年　月　日まで）中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１（年　月　日から／年　月　日まで）中間事業概況書

［１・２　同左］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第５号の２（第18条第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第５号の２（第18条第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１〔年　月　日から／年　月　日まで〕事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１〔年　月　日から／年　月　日まで〕事業概況書

［１・２　同左］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～４　略］

５　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～４　同左］

５　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

３　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

２　「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

３　持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～７　略］

８　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
［略］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

［加える。］

［加える。］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～７　同左］

８　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

1　［略］

2　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十五第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）	**別紙様式第十七号の五**（第二百八条の二十三第一項関係）
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
第　　期事業報告書（　年　月　日から 年　月　日まで）	第　　期事業報告書（　年　月　日から 年　月　日まで）
年　月　日提出	年　月　日提出
商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名	商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名
（注意事項） ［略］	（注意事項） ［同左］
１　業務の状況	１　業務の状況
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同左］
(6)　連結自己資本規制比率の状況	(6)　連結自己資本規制比率の状況
（記載要領） ［略］	（記載要領） ［同左］
（様式Ａ）	（様式Ａ）
［表略］	［同左］
（注意事項） ［１・２　略］	（注意事項） ［１・２　同左］
（様式Ｂ－１）	（様式Ｂ－１）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
［略］				
その他Tier１資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
［略］				

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
普通株式に係る新株予約権の額				
［同左］				
その他Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額				
［同左］				

［項を削る。］					適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額
					うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額
					うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額
［略］					［同左］
Tier２資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額					Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額
［略］					［同左］
［項を削る。］					適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額
					うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額
					うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額
［略］					［同左］
信用リスク・アセットの額の合計額					信用リスク・アセットの額の合計額
資産（オン・バランス）項目					資産（オン・バランス）項目
					調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額
［略］					［同左］
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額					マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額
勘定間の振替分					［項を加える。］
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額
フロア調整額					信用リスク・アセット調整額
［項を削る。］					オペレーショナル・リスク相当額調整額
［略］					［同左］
［項を削る。］					資本調達手段に係る経過措置に関する事項

［項を削る。］	適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額
［項を削る。］	適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
［項を削る。］	適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額
［項を削る。］	適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（注意事項）

［１～４　略］

（様式Ｂ－２）

［表略］

（注意事項）

［１～４　略］

（様式Ｂ－３）

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％
最低連結レバレッジ・バッファー比率	％	％
連結レバレッジ・バッファー比率	％	％

（注意事項）

［１・２　略］

２　［略］

適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（注意事項）

［１～４　同左］

（様式Ｂ－２）

［同左］

（注意事項）

［１～４　同左］

（様式Ｂ－３）

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％
［項を加える。］		
［項を加える。］		

（注意事項）

［１・２　同左］

２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新令」という。）別紙様式第十七号の五は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

２　施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書に記載すべき連結自己資本規制比率が施行日の前日において適用されていた金融商品取引法第五十七条の十七第一項に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該事業報告書についての新令別紙様式第十七号の五（１(6)様式Ｂ－１に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府令第二十四号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第13号（第131条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） （信用金庫名） （所　在　地） 年　月　日 殿 （信用金庫名） （理　事　長　氏名　　） 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ 第　１　事　業　概　況　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） ［１．～14.　略］ 15. 単体自己資本比率 当期末現在	**別紙様式第13号**（第131条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） （信用金庫名） （所　在　地） 年　月　日 殿 （信用金庫名） （理　事　長　氏名　　） 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ 第　１　事　業　概　況　書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） ［１．～14.　同左］ 15. 単体自己資本比率 当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				

［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第13号の２（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　　月　　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　　次

頁

［第１・第２　略］

適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第13号の２（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　　月　　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　　次

頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　略］

３．連結自己資本比率の状況

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

第２　［略］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　同左］

３．連結自己資本比率の状況

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

第２　［同左］

別紙様式第14号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～15.　略］

16. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

別紙様式第14号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～15.　同左］

16. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	％	％
最低単体レバレッジ・バッファー比率	％	％
単体レバレッジ・バッファー比率	％	％

（記載上の注意）

１．　［略］

適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	％	％
［項を加える。］		
［項を加える。］		

（記載上の注意）

１．　［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第６　略］

別紙様式第14号の２（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　　在　　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　　事　　長　氏名　　）

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第６　同左］

別紙様式第14号の２（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　　在　　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　　事　　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次

頁

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　略］

３．連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次

頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１（年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１．・２．　同左］

３．連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
［同左］				
適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				

［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％
最低連結レバレッジ・バッファー比率	％	％
連結レバレッジ・バッファー比率	％	％

（記載上の注意）

１．　［略］

うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％
［項を加える。］		
［項を加える。］		

（記載上の注意）

１．　［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

第２　［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

第２　［同左］

別紙様式第15号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～16.　略］

17. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

別紙様式第15号（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～16.　同左］

17. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	％	％
最低単体レバレッジ・バッファー比率	％	％
単体レバレッジ・バッファー比率	％	％

（記載上の注意）

１．　［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	％	％
［項を加える。］		
［項を加える。］		

（記載上の注意）

１．　［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第６　略］

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第６　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の信用金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第十三号から別紙様式第十五号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

２　施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書に記載すべき単体自己資本比率及び連結自己資本比率が令和五年三月三十日において適用されていた信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二各号に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該業務報告書についての新規則別紙様式第十三号、別紙様式第十三号の二、別紙様式第十四号（国内基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）、別紙様式第十四号の二（国内基準に係る連結自己資本比率に係る部分に限る。）及び別紙様式第十五号（国内基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）の適用については、コア資本に係る基礎項目に係る部分を除き、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府令第二十五号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条の二の三　［略］ ［②］　都道府県知事は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者その他の者に準ずるものとしてこども家庭庁長官の定める者に入所資格を与える学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。 ［③　略］	**第六条の二の三**　［同上］ ［②］　都道府県知事は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。 ［③　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第一号様式中「第十八の六条第一号」を「第十八条の六第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○厚生労働省令第四十八号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一　（略） 二　血漿（しょう）分画製剤であつて、以下に掲げるもの (1)～(38)　（略） (39)　乾燥濃縮人プロテインC (40)～(43)　（略） 三　（略）	**別表第一**（第一条関係） 一　（略） 二　血漿（しょう）分画製剤であつて、以下に掲げるもの (1)～(38)　（略） (39)　（新設） (39)～(42)　（略） 三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（非入所者給与金の額） **第十五条**　非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一　市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者　七万千三百九十円 二　前号に掲げる者以外の認定非入所者　五万三千六百八十円 2　認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四千九百四十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。 3　（略） （支給停止） **第二十三条**　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十一万四千円を下回るとき。 二　（略）	（非入所者給与金の額） **第十五条**　非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一　市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者　六万九千百八十円 二　前号に掲げる者以外の認定非入所者　五万二千二十円 2　認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四千四百八十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。 3　（略） （支給停止） **第二十三条**　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百三十九万三千円を下回るとき。 二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

3　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、令和六年七月までの間は、この省令による改正後の規則第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の七、第十九条の二（同法第二十条の九第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項、第四十九条の四及び第五十条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第九条並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（未支給の保険給付）	（未支給の保険給付）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。	３　前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。
一　死亡した受給権者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）	一　死亡した受給権者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
二・三　（略）	二・三　（略）
４・５　（略）	４・５　（略）
（介護補償給付の額）	（介護補償給付の額）
第十八条の三の四　介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。	**第十八条の三の四**　介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。
一　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円とする。）	一　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円とする。）
二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が八万千二百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　八万千二百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が八万千二百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）	二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が七万七千八百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　七万七千八百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が七万七千八百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）
２　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、「八万千二百九十円」とあるのは「四万六百円」と読み替えるものとする。	２　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十七万二千五百五十円」とあるのは「八万六千二百八十円」と、「七万七千八百九十円」とあるのは「三万八千九百円」と読み替えるものとする。
（労災就学援護費）	（労災就学援護費）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
２　労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	２　労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　（略）	一　（略）

二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者　対象者一人につき月額二万千円（ただし、通信制課程に在学する者にあつては、一人につき月額一万八千円）

三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働局長が認める者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者若しくは前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働局長が認める者を対象とする教育訓練等を受ける者　対象者一人につき月額二万円（ただし、通信による教育を行う課程に在学する者にあつては、一人につき月額一万七千円）

四　（略）

3　（略）

（労災就労保育援護費）

第三十四条　（略）

2　労災就労保育援護費の支給額は、要保育児一人につき、月額九千円とする。

3　（略）

（法令の要旨等の周知）

第四十九条　事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供し、又は常時事業場の見易い場所に掲示し、若しくは備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

2　（略）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診察等の措置）	（診察等の措置）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の診察等の措置を受けようとする者は、次条の規定により交付を受けたアフターケア手帳を、同項に規定する病院、診療所又は薬局に提出しなければならない。	3　第一項の診察等の措置を受けようとする者は、次条の規定により交付を受けた健康管理手帳を、同項に規定する病院、診療所又は薬局に提出しなければならない。
（アフターケア手帳）	（健康管理手帳）
第九条　所轄都道府県労働局長は、法第九条に規定する被災労働者に対し、アフターケア手帳（様式第四号）を交付するものとする。	**第九条**　所轄都道府県労働局長は、法第九条に規定する被災労働者に対し、健康管理手帳（様式第四号）を交付するものとする。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

（表紙（表面））

番号＿＿＿＿＿

炭鉱災害による一酸化

炭素中毒症被災労働者

ア　フ　タ　ー　ケ　ア　手　帳

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

厚　生　労　働　省

（表紙（内面））

氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日
住　　所	都道　　区　　町 市　　番地 府県　　郡　　村

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第9条の規定により交付します。

年　　月　　日

労働局長　印

（第1頁）

被災場所	都道府県　区市郡　町村 事業の名称	
被災年月日	年　月　日	
被災状況		
療養期間	療養開始	年　月　日
	治ゆ	年　月　日
治ゆ時における障害の部位および状態	障害等級第　級	

（第2頁）

アフターケア記録

措置の種別	措置年月日	措置の結果	医療機関認印
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		

（第3頁～第6頁）

措置の種別	措置年月日	措置の結果	医療機関認印
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		

（裏表紙(内面)）

注　　意　　事　　項

1　労働者災害補償保険のアフターケアを受けようとするときは、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院等にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。

2　次の場合には、この手帳の交付を受けた都道府県労働局長に、この手帳を添えて(ロの場合を除く。)、その旨を届け出て、必要な訂正又は再交付を受けてください。

イ　氏名又は住所に変更があつたとき。

ロ　この手帳を失つたとき。

ハ　この手帳を汚損したとき。

ニ　この手帳に余白がなくなつたとき。

3　この手帳の有効期間は、　　年　　月　　日までです。

（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護料） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき八万千二百九十円、六万九百九十円又は四万六百円とする。 ４　その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十七万七千九百五十円、十三万三千四百六十円又は八万八千九百八十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十七万七千九百五十円、十三万三千四百六十円又は八万八千九百八十円）とする。	（介護料） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき七万七千八百九十円、五万八千三百九十円又は三万八千九百円とする。 ４　その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第十条第三項第一号の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和六年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

２　第二条の規定による改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第九条の規定にかかわらず、当分の間、第二条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第九条の規定による健康管理手帳を交付することができる。

３　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第四号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第四号によるものとみなす。

４　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 一～四の二　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 一～四の二　（略）

五　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中ダウノルビシンとして四四㎎力価以下を含有するものを除く。
六～八　（略）
（略）
劇　薬
（略）
生物学的製剤及び抗菌性物質製剤
一～六の二　（略）
七　ダウノルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ダウノルビシンとして四四㎎力価以下を含有するもの
七の二～十六　（略）
（略）
有機薬品及びその製剤
一～五の二十二　（略）
（削る）
五の二十三～五の三十五　（略）
（削る）
五の三十六～五の七十四　（略）
六～十三の十三　（略）
十三の十四　エピナスチン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)　一個中エピナスチンとして一七・四五㎎以下を含有するもの
(2)　一mL中エピナスチンとして一・七四五㎎以下を含有する内用液剤
(3)　一g中エピナスチンとして八・七二㎎以下を含有する内用剤であつて一容器中エピナスチンとして二・一八一g以下を含有するもの
(4)　エピナスチン塩酸塩として〇・五％以下を含有する外用剤
十三の十五～十三の二十三　（略）
十三の二十四　エルラナタマブ及びその製剤
十三の二十五～十三の三十七　（略）

五　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中ダウノルビシンとして二〇㎎力価以下を含有するものを除く。
六～八　（略）
（略）
劇　薬
（略）
生物学的製剤及び抗菌性物質製剤
一～六の二　（略）
七　ダウノルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ダウノルビシンとして二〇㎎力価以下を含有するもの
七の二～十六　（略）
（略）
有機薬品及びその製剤
一～五の二十二　（略）
五の二十三　二―アミノエタンチオール（別名システアミン）、その塩類及びそれらの製剤（外用剤を除く。）
五の二十四～五の三十六　（略）
五の三十七　㈠―三―アミノ―九・一三b―ジヒドロ―一H―ジベンズ［c・f］イミダゾ［一・五―a］アゼピン（別名エピナスチン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)　一個中㈠―三―アミノ―九・一三b―ジヒドロ―一H―ジベンズ［c・f］イミダゾ［一・五―a］アゼピンとして一七・四五㎎以下を含有するもの
(2)　一mL中㈠―三―アミノ―九・一三b―ジヒドロ―一H―ジベンズ［c・f］イミダゾ［一・五―a］アゼピンとして一・七四五㎎以下を含有する内用液剤
(3)　一g中㈠―三―アミノ―九・一三b―ジヒドロ―一H―ジベンズ［c・f］イミダゾ［一・五―a］アゼピンとして八・七二㎎以下を含有する内用剤であつて一容器中㈠―三―アミノ―九・一三b―ジヒドロ―一H―ジベンズ［c・f］イミダゾ［一・五―a］アゼピンとして二・一八一g以下を含有するもの
(4)　㈠―三―アミノ―九・一三b―ジヒドロ―一H―ジベンズ［c・f］イミダゾ［一・五―a］アゼピン塩酸塩として〇・一％以下を含有する点眼剤
五の三十八～五の七十六　（略）
六～十三の十三　（略）
（新設）
十三の十四～十三の二十二　（略）
（新設）
十三の二十三～十三の三十五　（略）

十四～十六の二　（略）	十四～十六の二　（略）
十六の三　カピバセルチブ及びその製剤	（新設）
十七～二十一　（略）	十七～二十一　（略）
二十一の二　クロバリマブ及びその製剤	（新設）
二十二～三十七の九　（略）	二十二～三十七の九　（略）
三十七の十　システアミン、その塩類及びそれらの製剤（外用剤を除く。）	（新設）
三十七の十一～三十七の二十五　（略）	三十七の十～三十七の二十四　（略）
三十八～五十九の十五　（略）	三十八～五十九の十五　（略）
五十九の十六　ゾルベツキシマブ及びその製剤	（新設）
五十九の十七～五十九の二十二　（略）	五十九の十六～五十九の二十一　（略）
六十～七十五の八　（略）	六十～七十五の八　（略）
七十五の九　ヒスチジン亜鉛及びその製剤	（新設）
七十五の十～七十五の二十九　（略）	七十五の九～七十五の二十八　（略）
七十六～百十の十五　（略）	七十六～百十の十五　（略）
百十の十六　ベルモスジル、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百十の十七～百十の二十六　（略）	百十の十六～百十の二十五　（略）
百十一～百四十一　（略）	百十一～百四十一　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～五十一　（略）	一～五十一　（略）
五十二　エルラナタマブ及びその製剤	（新設）
五十三～五十七　（略）	五十二～五十六　（略）
五十八　カピバセルチブ及びその製剤	（新設）
五十九～百二十九　（略）	五十七～百二十七　（略）
百三十　ゾルベツキシマブ及びその製剤	（新設）
百三十一～二百二十八　（略）	百二十八～二百二十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十六条第一項、第九十八条第三項並びに第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第一項及び第三項並びに第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出等）	（三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例の申出等）
第十条の二の二　法第二十六条第一項の申出（第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。	**第十条の二の二**　法第二十六条第一項の申出（第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）

七　次項第一号イ又は第二号イに掲げる書類について、その使用される事業所の事業主による確認を受けた場合にあつては、その旨

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、同項第七号に規定する場合は、第一号イ又は第二号イに掲げる書類を添えることを要しない。

一　子を養育することとなつたことによる法第二十六条第一項の申出をする者　次に掲げる書類

イ　当該子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本

ロ　当該子の生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ハ　（略）

二　次条各号に掲げる事実が生じた日において子を養育することによる法第二十六条第一項の申出をする者　次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及びこの号の申出をしたことがある者については、イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

イ　当該子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本

ロ　当該子の生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ハ　（略）

3・4　（略）

（条約等適用者の届出）

第十五条の三　適用事業所の事業主は、条約その他の国際約束（次項において「条約等」という。）により被保険者とならない者（以下この条において「条約等適用者」という。）を使用することとなつたときは、次に掲げる事項を機構に届け出るよう努めなければならない。

一　条約等適用者の氏名、生年月日及び住所

二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）

2　前項の届書には、条約等の適用を受けていることを明らかにする書類を添えるものとする。

（裁定の請求）

第三十条　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第二号の二及び第二号の三に掲げる事項を記載することを要しない。

一～十一　（略）

（新設）

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　子を養育することとなつたことによる法第二十六条第一項の申出をする者　次に掲げる書類

イ　当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本

（新設）

ロ　（略）

二　次条各号に掲げる事実が生じた日において子を養育することによる法第二十六条第一項の申出をする者　次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及びこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を添付することを要しない。

イ　当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍の抄本

（新設）

ロ　（略）

3・4　（略）

（新設）

（裁定の請求）

第三十条　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～十一　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第一号の二に掲げる書類を添えることを要しない。

一～九　（略）

3～12　（略）

（裁定請求の特例）

第三十条の二　老齢厚生年金（法附則第八条の規定による老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）を除く。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳未満の者であり、かつ、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

（削る）

（削る）

四　（略）

2　老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を除く。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

（削る）

三　（略）

四　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の個人番号又は基礎年金番号

（削る）

（削る）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九　（略）

3～12　（略）

（裁定請求の特例）

第三十条の二　老齢厚生年金（法附則第八条の規定による老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）を除く。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳未満の者であり、かつ、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　他の公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該給付に係る制度の管掌機関及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

五　配偶者（六十五歳に達した日の前日において特別支給の老齢厚生年金の加給年金額の対象となつていた配偶者に限る。）が他の公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等に係る制度の管掌機関及びその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

六　（略）

2　老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を除く。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（六十六歳に達している者であつて、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していたものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者並びに旧国民年金法による被保険者を含む。）又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下「第三号被保険者」という。）としての国民年金の被保険者期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四　（略）

四の二　配偶者（第六号に規定する配偶者を除く。）又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の個人番号

五　公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五　加給年金額の対象者である子のうち、令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にある子があるときは、その旨

六　同時に老齢基礎年金の裁定の請求を行わない者にあつては、その旨

3　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

（削る）

（削る）

二　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　前項第五号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、障害の状態に関する医師の診断書及びレントゲンフィルム）

4・5　（略）

第三十条の三　老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（老齢基礎年金（国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を含む。）の受給権を有する者（当該老齢厚生年金が特別支給の老齢厚生年金以外のものであるときは、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していなかつた者に限る。）に限る。）は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

七　国民年金法第二十八条第一項の規定による老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行う者にあつては、その旨

3　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

四　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

（新設）

4・5　（略）

第三十条の三　老齢厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者（老齢基礎年金（国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を含む。）の受給権を有する者（当該老齢厚生年金が特別支給の老齢厚生年金以外のものであるときは、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していなかつた者に限る。）に限る。）は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　老齢基礎年金の受給権を取得した日以後に初めて被保険者となつた者にあつては、その旨

四　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名、生年月日及びその者と請求者との身分関係

五　公的年金給付（老齢基礎年金を除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

七　法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項の支給繰下げの申出をするときは、その旨

2　前項の請求書には、提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならない（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）。

（削る）

（削る）

3・4　（略）

第三十条の四　（略）

2　前項の請求書には、第三十条の二第三項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3　（略）

（法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第七十八条　法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者（同項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。）である国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下「第三号被保険者」という。）であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）とする。

別表（第三十条、第三十条の二、第三十一条の二―第三十一条の四、第三十四条の二の二、第三十五条の三、第三十五条の四、第四十四条、第四十五条、第四十五条の三、第四十七条、第四十七条の二、第五十条、第五十条の二、第五十一条の四、第六十条、第六十一条、第六十一条の三、第六十二条の二、第六十五条、第六十八条の三、附則第十一項関係）

一～四　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一条の二各号のいずれかに該当する者に関する届出） **第一条の五**　日本国内に住所を有するに至つた者であつて、第一条の二各号のいずれかに該当するに至つたものは、その事実が発生した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二～五　（略） 2　（略） （条約等適用者の届出） **第一条の六**　日本国内に住所を有するに至つた者であつて、条約その他の国際約束（次項において「条約等」という。）により被保険者とならないものは、次に掲げる事項を機構に届け出るよう努めなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　個人番号（基礎年金番号を有する者にあつては、個人番号又は基礎年金番号）	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。） 二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類 3・4　（略） **第三十条の四**　（略） 2　前項の請求書には、第三十条の二第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。 3　（略） （法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由） **第七十八条**　法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者（同項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。）である第三号被保険者であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）とする。 **別表**（第三十条、第三十一条の二―第三十一条の四、第三十四条の二の二、第三十五条の三、第三十五条の四、第四十四条、第四十五条、第四十五条の三、第四十七条、第四十七条の二、第五十条、第五十条の二、第五十一条の四、第六十条、第六十一条、第六十一条の三、第六十二条の二、第六十五条、第六十八条の三、附則第十一項関係） 一～四　（略）
（第一条の二各号のいずれかに該当する者に関する届出） **第一条の五**　日本国内に住所を有するに至つた者であつて、第一条の二各号のいずれかに該当するに至つたものは、その事実が発生した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一　氏名、性別、生年月日及び住所 二～五　（略） 2　（略）	（新設）

２　前項の届書には、条約等の適用を受けていることを明らかにする書類を添えるものとする。

（時効消滅不整合期間の届出）

第六条の五　法附則第九条の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二～四　（略）

２　（略）

（裁定の請求の特例）

第十六条の二　（略）

２　（略）

３　特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金の裁定の請求を行う場合は、この限りでない。

一～二　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

三　昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者の個人番号又は基礎年金番号

四　（略）

五　同時に老齢厚生年金の裁定の請求を行わない者にあつては、その旨

４　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

（削る）

（削る）

（時効消滅不整合期間の届出）

第六条の五　法附則第九条の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二～四　（略）

２　（略）

（裁定の請求の特例）

第十六条の二　（略）

２　（略）

３　特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金の裁定の請求を行う場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に初めて第一号被保険者又は第三号被保険者としての被保険者であつた期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四　特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有することとなつた者にあつては、その旨

五　公的年金給付等を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六　昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者が受ける権利を有する同条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

七　（略）

八　厚生年金保険法第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行う者にあつては、その旨

４　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類

（削る）

二　（略）

５・６　（略）

第十六条の四　老齢厚生年金の受給権者である者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求（法第二十八条第一項の規定による支給繰下げの申出を行う場合に限る。）は、第十六条及び第十六条の二の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～二　（略）

（削る）

三　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有しているときは、当該配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（削る）

四・五　（略）

２　老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されている者にあつては、前項の請求書に、提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならない（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）。

（削る）

（削る）

（削る）

３～５　（略）

第十六条の五　特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者の法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（六十五歳に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、前条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

（削る）

２　第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

四　公的年金給付等（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付等を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

五　（略）

５・６　（略）

第十六条の四　老齢厚生年金の受給権者である者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金についての裁定の請求（法第二十八条第一項の規定による支給繰下げの申出を行う場合に限る。）は、第十六条及び第十六条の二の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～二　（略）

三　特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に被保険者であつた期間を有することとなつた者にあつては、その旨

四　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有しているときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五　公的年金給付等を受けることができる者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

六・七　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以後に共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有することとなつた者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を確認した書類

三　老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

３～５　（略）

第十六条の五　特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（六十五歳に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、前条第一項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

２　前項の請求書には、前条第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

３　第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の五の二　特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（厚生年金保険法附則第八条の二各項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の規定を適用する場合を含む。）又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者が特例支給開始年齢に達する日（二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

（削る）

2　第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の六　特別支給の老齢厚生年金の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する者に限る。）であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合を含む。）、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項若しくは第二十五条の四第一項又は廃止前農林共済法附則第十二条の三第一項の表の上欄に掲げる者が定額部分支給開始年齢に達する日（二以上の定額部分支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

（削る）

2　第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

（納付受託による納付の方法）

第七十二条の四　（略）

2　（略）

3　被保険者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の三第一項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項

イ　納付書の記載事項

第十六条の五の二　特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（厚生年金保険法附則第八条の二各項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の規定を適用する場合を含む。）又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者が特例支給開始年齢に達する日（二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

（削る）

2　第十六条の二第五項の規定は、前項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の六　特別支給の老齢厚生年金の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する者に限る。）であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合を含む。）、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項若しくは第二十五条の四第一項又は廃止前農林共済法附則第十二条の三第一項の表の上欄に掲げる者が定額部分支給開始年齢に達する日（二以上の定額部分支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

（納付受託による納付の方法）

第七十二条の四　（略）

2　（略）

3　被保険者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の三第一項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項

イ　納付書の記載事項

第十六条の五の二　特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（厚生年金保険法附則第八条の二各項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の規定を適用する場合を含む。）又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者が特例支給開始年齢に達する日（二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の請求書には、第十六条の四第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3　第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の六　特別支給の老齢厚生年金の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する者に限る。）であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの平成六年改正法附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（平成六年改正法附則第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合を含む。）、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十五条の三第一項若しくは第二十五条の四第一項又は廃止前農林共済法附則第十二条の三第一項の表の上欄に掲げる者が定額部分支給開始年齢に達する日（二以上の定額部分支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の請求書には、第十六条の四第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3　第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

（納付受託による納付の方法）

第七十二条の四　（略）

2　（略）

3　被保険者は、電子情報処理組織を使用して法第九十二条の三第一項の委託をするときは、納付書に記載されているバーコードを読み取る方法により、当該委託に係る納付受託者に対し、次に掲げる事項を通知することにより行わなければならない。

一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（ロにおいて「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて保険料を交付する場合にあつては、次に掲げる事項

イ　納付書の記載事項

ロ　第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者（第六項において「第三者型前払式支払手段取引業者」という。）の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

二　（略）

4～6　（略）

（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）

第七十三条の七　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産の年月日を明らかにすることができる書類

四　（略）

3　（略）

様式第一号（第十六条、第三十一条、第三十三条の二、第三十五条の二、第三十九条、第六十三条の三関係）

（様式略）

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第三条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等） **第三十七条**　令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長（住所が沖縄県の区域内にない者にあつては、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村長）に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二～四　（略） 2・3　（略）	（従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等） **第三十七条**　令第六十三条第三項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、速やかに、市町村長（住所が沖縄県の区域内にない者にあつては、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村長）に提出しなければならない。 一　氏名、性別、生年月日及び住所 二～四　（略） 2・3　（略）

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （退職共済年金の裁定の請求） **第十八条**　（略） 2　（略） 3　平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、平成八年改正	**附　則** （退職共済年金の裁定の請求） **第十八条**　（略） 2　（略） 3　平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられて平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、平成八年改正

法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）又は第十二条の八第一項（同条第九項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による退職共済年金（以下「特別支給の退職共済年金」という。）に係る裁定の請求を既に行ったものは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　配偶者又は加給年金額の対象者である子（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。）があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨

（削る）

五　加給年金額の対象者である子が新障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときは、その旨

六　（略）

4　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一　（略）

二　配偶者又は加給年金額の対象者である子があるときは、次に掲げる書類

イ　請求者と配偶者又は加給年金額の対象者である子との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

ロ　配偶者又は子が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

ハ　前項第五号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ニ　ハの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、診断書及びレントゲンフィルム

5　（略）

（支給停止解除の申請）

第十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）又は第十二条の八第一項（同条第九項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二項（平成九年経過措置政令第二十二条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による退職共済年金（以下「特別支給の退職共済年金」という。）に係る裁定の請求を既に行ったものは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　配偶者又は加給年金額の対象者である子（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者又は子に限る。次項において同じ。）があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨

五　厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十号に規定する他の公的年金給付等（以下「公的年金給付等」という。）を受ける権利を有するときは、当該給付を行う者の名称及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号

六　配偶者（六十五歳に達した日の前日において特別支給の退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者に限る。）が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該給付を行う者の名称及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号

（新設）

七　（略）

4　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一　（略）

二　配偶者又は加給年金額の対象者である子があるときは、その者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

5　（略）

（支給停止解除の申請）

第十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　配偶者が公的年金給付等（厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十号に規定する他の公的年金給付等であって、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とするものをいう。以下同じ。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（併給調整事由消滅の届出）

第二十条　退職共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている当該退職共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～五　（略）

六　配偶者が公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（支給停止解除の申請）

第二十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六の二　（略）

七　配偶者が公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（併給調整事由消滅の届出）

第三十条　障害共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けることにより支給が停止されている当該障害共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～五　（略）

六　配偶者が公的年金給付等を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

七　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（併給調整事由消滅の届出）

第二十条　退職共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている当該退職共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～五　（略）

六　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（支給停止解除の申請）

第二十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六の二　（略）

七　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（併給調整事由消滅の届出）

第三十条　障害共済年金の受給権者は、他の年金たる給付を受けることにより支給が停止されている当該障害共済年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～五　（略）

六　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

２・３　（略）

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　（略） ２・３　（略） ４　廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行ったものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　第一項第一号に掲げる事項 二・三　（略） 三の二　加給年金額の対象者となるべき者が二十歳未満で障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子であるときは、その旨 四・五　（略） ５　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。 一　（略） 二　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、次に掲げる書類 イ　請求者とその者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 ロ　その者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類 ハ　前項第三号の二に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する診断書 ６　（略） （支給停止の申出の撤回） **第五十二条の四**　（略） ２　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前号の障害が厚生年金保険法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム 四・五　（略） ３　（略）	**附　則** （退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　（略） ２・３　（略） ４　廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行ったものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　第一項第一号、第六号及び第七号に掲げる事項 二・三　（略） （新設） 四・五　（略） ５　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達する前に当該請求書を提出する場合は、この限りでない。 一　（略） 二　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本及びその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類 （新設） （新設） ６　（略） （支給停止の申出の撤回） **第五十二条の四**　（略） ２　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム 四・五　（略） ３　（略）

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二条第九項第二号イの期限） **第四条**　法第二条第九項第二号イに規定する厚生労働省令で定める期限は、法第三条の規定による公表の日から六月が経過する日とする。	（法第二条第九項第二号イの期限） **第四条**　法第二条第九項第二号イに規定する厚生労働省令で定める期限は、法第三条の規定による公表の日から十月が経過する日とする。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第四条**　国民年金法施行規則第十六条、第十六条の二及び第十六条の三の規定は、平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定の請求について準用する。この場合において、第十六条第一項第四号ロ中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号。以下「平成二十二年経過措置政令」という。）第八条第一項」と、同条第二項第八号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号イ中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号」と、同号ハ中「受給権者」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。）の施行日において受給権者」と、第十六条の二第三項第三号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号ロ中「受給権者」とあるのは「平成二十二年改正法の施行日において受給権者」と、同条第四項第二号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。	**附　則** **第四条**　国民年金法施行規則第十六条、第十六条の二及び第十六条の三の規定は、平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定の請求について準用する。この場合において、第十六条第一項第四号ロ中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号。以下「平成二十二年経過措置政令」という。）第八条第一項」と、同条第二項第八号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号イ中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号」と、同号ハ中「受給権者」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。）の施行日において受給権者」と、第十六条の二第三項第六号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項の規定に該当する者又は同法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同項第七号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、同号ロ中「受給権者」とあるのは「平成二十二年改正法の施行日において受給権者」と、同条第四項第五号中「昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者及び同法附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算が行われる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項の規定に該当する」と、第十六条の三第一項中「昭和六十年改正法附則第十五条第二項」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第八条第一項」と、同項第四号中「昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる」とあるのは「平成二十二年経過措置政令第七条第一項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中厚生年金保険法施行規則第十五条の二の次に一条を加える改正規定及び第二条中国民年金法施行規則第一条の五の次に一条を加える改正規定　令和六年七月一日

二　第一条中厚生年金保険法施行規則第十条の二の二の改正規定（同条第一項に一号を加える部分及び同条第二項にただし書を加える部分に限る。）　令和七年一月一日

○厚生労働省令第五十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （船員保険の介護料の額に関する経過措置） **第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額 イ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（ロに規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円とする。） ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が八万千二百九十円に満たないとき　八万千二百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。） ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　八万千二百九十円 二　（略） ２　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万千二百九十円」とあるのは「四万六百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。	**附　則** （船員保険の介護料の額に関する経過措置） **第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額 イ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（ロに規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万二千五百五十円を超えるときは、十七万二千五百五十円とする。） ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が七万七千八百九十円に満たないとき　七万七千八百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。） ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　七万七千八百九十円 二　（略） ２　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万二千五百五十円」とあるのは「八万六千二百八十円」と、同号ロ及びハ中「七万七千八百九十円」とあるのは「三万八千九百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十四号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十条の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日　　厚生労働大臣　武見　敬三

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改める。

様式第一号（表面）を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）

（表　面）

※※
第　　号

※市区町村 受付年月日　令和　・　・	※市区町村　令和　・　・ 提　出　第　　号	※市区町村　令和　・　・ 再提出　第　　号

特別児童扶養手当認定請求書

あなたについて

① ふりがな 氏名・性別	---------- 男・女	② 生年 月日	昭和 平成 令和　・　・	③ 個人 番号		④ 配偶者の有無	ある・ない
⑤ 住　所	TEL　（　）			⑥支払希望金融機関	名　称 □公金受取口座を利用します	口座番号	
⑦ 職業又は勤務先名	TEL　（　）	⑧ 勤務先 所在地					

障害児について

⑨支給対象障害児の氏名 （生年月日）	平成 令和　年　月　日生	平成 令和　年　月　日生
⑩個人番号		
⑪請求者との続柄 （同居・別居の別）	（同　居・別　居）	（同　居・別　居）
⑫父の氏名		
⑬母の氏名		
⑭障害による年金の受給状況	支給されている 支給停止 申請中 支給されない　種類（　）	支給されている 支給停止 申請中 支給されない　種類（　）
⑮身体障害者手帳の番号及び障害等級		
⑯障害名		

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

⑰　令和　年分所得	⑱　請求者	⑲　配偶者	⑳　扶養義務者	
氏名				
㉑個人番号				
㉒同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数　㋺特定扶養親族の数㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋑　人） （㋺　人） （㋩　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）
㉓㉒以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人			
㉔　所得額	円　※円	円　※円	円　※円	円　※円

控除

㉕障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
㉖特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
㉗障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
㉘	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円
㉙　社会保険料等相当額		円		円		円		円
㉚　控除後の所得額		円		円		円		円

関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

令和　年　月　日

氏　名

知事
市長　　殿

※審査　事　項

上記のとおり相違ありません。

令和　年　月　日

市区町村長

※※ 認定（支給停止） ・却下	支給開始年月	対象障害児数	手当月額	支払期別金額		証書番号
		（1級）　人	円	12月	円	第　号
		（2級）　人	月から　円	4月	円	
			月から　円	8月	円	

※添付書類　戸籍、住民票、診断書・X線フイルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明書、別居監護申立書・証明書、介護申立書、その他（　）

※備考

（A列4番）

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書（かい）ではっきり書いてください。

様式第三号（表面）を次のように改める。

様式第三号（第一条関係）

（表面）

<table>
<tr><td colspan="3">※※
第　　号</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">※経　由
市区町村名</td><td colspan="3">※市区町村
令和　年　月　日
受付年月日</td><td rowspan="4">④被災状況</td><td>財産の種類</td><td>被災前の財産の概要とその価格</td><td colspan="2">損害の程度とその金額</td></tr>
<tr><td colspan="3">※市区町村　令和　年　月　日
提　出　第　号</td><td colspan="3">※市区町村　令和　年　月　日
令和　年　月　日
再提出　令和　年　月　日</td><td>宅地</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">特別児童扶養手当被災状況書</td><td>住宅でない建物</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">①提出者</td><td>氏名</td><td></td><td rowspan="2">証書記号・番号</td><td colspan="2" rowspan="2">第　号</td><td>その他の財産</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>住所</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">⑤保険金又は損害賠償金の受給状況</td><td>受けた　種類（　）
受けることができない
受けていない</td><td>金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②被災者</td><td>氏名</td><td></td><td>提出者との続柄</td><td colspan="2"></td><td colspan="4" rowspan="2">上記のとおり、被災状況を申し立てます。
令和　年　月　日
氏名
知事
殿
市長</td></tr>
<tr><td>被災当時の住所又は居所</td><td></td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">③災害</td><td>災害の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>被災年月日</td><td colspan="5">令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">④被災状況</td><td>財産の種類</td><td>被災前の財産の概要とその価格</td><td colspan="3">損害の程度とその金額</td><td rowspan="4">※審査</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住宅</td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="4" rowspan="3">上記のとおり、相違ありません。
令和　年　月　日
市区町村長</td></tr>
<tr><td>家財</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>田畑</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（B列4番）

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎　字は楷書（かい）ではつきり書いて下さい。

様式第六号（表面）を次のように改める。

様式第六号（第四条関係）

（表　面）

※※整理番号　第　　号	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※市区町村提出　令和　・　・

特別児童扶養手当所得状況届　（令和　　年分）

①記号・番号　第　　号		②氏名		③住所			
④個人番号		⑤受給者		⑥配偶者		⑦扶養義務者	
氏名							
⑧個人番号							
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋺特定扶養親族の数、㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））		人 （㋑　人） （㋺　人） （㋩　人）		人 （　人）		人 （　人）	人 （　人）
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人					
⑪所得額		円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
控除 ⑫障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	人	円
控除 ⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	人	円
控除 ⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別		障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
控除 ⑮		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円
控除 ⑯社会保険料等相当額			円		円		円		円
⑰控除後の所得額			円		円		円		円

⑱本年８月１日における支給対象障害児の状況	障害児氏名	続柄	個人番号	生年月日	同居別居の別	在学学校名	学年
				平成・令和　・　・	同居 別居		
				平成・令和　・　・	同居 別居		
				平成・令和　・　・	同居 別居		
				平成・令和　・　・	同居 別居		
				平成・令和　・　・	同居 別居		

上記のとおり、所得状況を届け出ます。
令和　　年　　月　　日
知　事
市　長　　殿　　氏名

※審査	⑤～⑰欄の記載事項		⑱の欄及びその他の欄の記載事項	
	上記のとおり、相違ありません。 令和　　年　　月　　日 市区町村長			

※※　所得制限額　　以上・未満

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

（A列4番）

附則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（大都市の特例） **第二十四条**　生活保護法施行令第十一条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで、第十四条（第三項及び第四項に限る。）及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。 （中核市の特例） **第二十五条**　生活保護法施行令第十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条（第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで、第十四条（第三項及び第四項に限る。）及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。	（大都市の特例） **第二十四条**　生活保護法施行令第十二条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条（第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで、第十四条（第三項及び第四項に限る。）及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。 （中核市の特例） **第二十五条**　生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条（第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで、第十四条（第三項及び第四項に限る。）及び第十五条から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第四号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第三項及び第四項、第三条第一項、第四条第一項、第八条第二項第二号並びに第二十五条の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

農林水産大臣　坂本　哲志

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（大規模の畜舎等） **第十九条**　農林水産省令第一条第一号に規定する施設であって同号ニに掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であって同号イに掲げるもの（以下「畜産業用倉庫」という。）又は農林水産省令第一条第一号に規定する施設であって同号ホに掲げるもの若しくは農	（大規模の畜舎等） **第十九条**　農林水産省令第一条第一号に規定する施設であって同号ニに掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であって同号イに掲げるもの（以下「畜産業用倉庫」という。）又は農林水産省令第一条第一号に規定する施設であって同号ホに掲げるもの若しくは農

林水産省令第二条第三号に規定する施設であって同号ロに掲げるもの（以下「畜産業用車庫」という。）の用途に供する畜舎等であって、高さが十三メートルを超えるもの（その特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第一項本文の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2　床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その特定主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によって隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

3　畜舎等が建築基準法施行令第百九条の八に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

（間仕切壁等）

第二十四条　床面積が千平方メートルを超える畜舎等（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条第一項本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二　（略）

2　畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等又は床面積が千平方メートルを超える畜舎等であって、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条第一項本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合するものとしなければならない。

3　建築基準法第二十六条第二項に規定する特定部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する畜舎等であって、当該畜舎等の特定部分が同条第二項第一号又は第二号に該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を有するものに係る前二項の規定の適用については、当該畜舎等の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の畜舎等とみなし、かつ、当該特定部分を耐火建築物とみなす。

（耐火建築物等としなければならない畜舎等）

第二十四条の二　（略）

2　（略）

3　畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

林水産省令第二条第三号に規定する施設であって同号ロに掲げるもの（以下「畜産業用車庫」という。）の用途に供する畜舎等であって、高さが十三メートルを超えるもの（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

（新設）

2　床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によって隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

（間仕切壁等）

第二十四条　床面積が千平方メートルを超える畜舎等（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二　（略）

2　畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等又は床面積が千平方メートルを超える畜舎等であって、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合するものとしなければならない。

（新設）

（耐火建築物等としなければならない畜舎等）

第二十四条の二　（略）

2　（略）

（新設）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（畜舎等の内装）

第二十四条の三　（略）

2・3　（略）

4　建築基準法施行令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分に該当する畜舎等の部分は、前三項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

（畜舎等の隔壁）

第二十五条　（略）

2　（略）

3　畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

（その他防火上必要な技術基準）

第二十六条　（略）

2　前項第一号から第三号までに掲げる畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、建築基準法第六十一条第一項又は建築基準法施行令第百十二条第一項若しくは第百十四条第四項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

3　建築基準法施行令第百九条の二の二第三項に規定する建築物に該当する畜舎等に係る同令第百十二条第一項の規定の適用については、当該畜舎等の同令第百九条の二の二第三項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の畜舎等とみなす。

（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）

第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備により分離された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一・二　（略）

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条　地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第一項第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによっては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

（発酵槽等の技術基準）

第六十条の三　（略）

2　（略）

3　発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第三項（第三十一条に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4　（略）

（通則）

第六十条の四　この節の規定は、畜舎等（発酵槽等を除く。）に限り適用する。

（畜舎等の内装）

第二十四条の三　（略）

2・3　（略）

（新設）

（畜舎等の隔壁）

第二十五条　（略）

2　（略）

（新設）

（その他防火上必要な技術的基準）

第二十六条　（略）

（新設）

（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）

第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一・二　（略）

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条　地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによっては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

（発酵槽等の技術基準）

第六十条の三　（略）

2　（略）

3　発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第二項（第三十一条に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4　（略）

（通則）

第六十条の四　この節の規定は、発酵槽等以外の畜舎等に限り適用する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）

第六十二条　畜舎等の敷地がこの省令の規定（第四条第一号、第二十六条第一項第四号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。）による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域（建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

（利用基準）

第六十三条　法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次の各号（発酵槽等の利用の方法に係るものにあっては、第六号）に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとすること。

イ　畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等にあっては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りでない。

ロ～ヘ　（略）

九　畜舎等が建築基準法施行令第百八条の三各号のいずれにも該当する部分を有するものである場合においては、認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に当該部分の位置その他必要な事項の表示を行うこと。

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第七十三条　法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからタまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ～リ　（略）

ヌ　畜舎等の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（トからリまでに係る部分の変更を除く。）

（略）	（略）
建築基準法施行令第百九条の十の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は建築基準法施行令第百九条の十の技術的基準に適合する構造
（略）	（略）
建築基準法施行令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は同令第百九条の九の技術的基準に適合する構造
（略）	（略）

（畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）

第六十二条　畜舎等の敷地がこの省令の規定（第四条第一号、第二十六条第四号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。）による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域（建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

（利用基準）

第六十三条　法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次の各号（発酵槽等の利用の方法に係るものにあっては、第六号）に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとすること。

イ　畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等にあっては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。

ロ～ヘ　（略）

（新設）

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第七十三条　法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからタまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ～リ　（略）

ヌ　畜舎等の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（トからリまでに係る部分の変更を除く。）

（略）	（略）
建築基準法施行令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は建築基準法施行令第百九条の九の技術的基準に適合する構造
（略）	（略）
建築基準法施行令第百九条の八の技術的基準に適合する構造	建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は同令第百九条の八の技術的基準に適合する構造
（略）	（略）

建築基準法施行令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第一号ロ⑷の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、同令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、同令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備、同令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第一号ロ⑷の技術的基準に適合する防火設備
ル～タ　（略）	
四～六　（略）	

2　（基準時）

第七十七条　この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条から第二十四条の二まで、第二十五条、第二十六条第一項第一号、第二号、第三号（建築基準法第六十一条及び第六十二条に係る部分に限る。）若しくは第四号（建築基準法第六十七条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条から第三十条まで、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

（大規模の畜舎等関係）

第八十条の二　法第八条第一項の規定により第十九条第一項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ　増築又は改築に係る部分の特定主要構造部（建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの規定により国土交通大臣が定める部分に限る。）が、同令第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するもので、同令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二　増築又は改築に係る部分の対象床面積（建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第二号に規定する対象床面積をいう。以下この章において同じ。）の合計が基準時における床面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあっては、五十平方メートル。以下この章において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における倒壊及び延焼の危険性を増大させないものであること。

建築基準法施行令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、同令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、同令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備、同令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備
ル～タ　（略）	
四～六　（略）	

2　（基準時）

第七十七条　この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十六条第三号若しくは第四号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

（新設）

2　法第八条第一項の規定により第十九条第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ　増築又は改築に係る部分（建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの規定により国土交通大臣が定める部分に限る。）が、同令第百九条の七第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合するもので、同令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二　工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

（屋根関係）

第八十条の三　法第八条第一項の規定により第二十条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものである増築又は改築に係る部分とする。　（新設）

（外壁関係）

第八十条の四　法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。　（新設）

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ　増築又は改築に係る部分の外壁（建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、同令第百九条の九に掲げる基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二　増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁における延焼の危険性を増大させないものであること。

（大規模の木造畜舎等の外壁等関係）

第八十条の五　法第八条第一項の規定により第二十三条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁及び軒裏並びに屋根における延焼の危険性を増大させないものである増築又は改築に係る部分とする。　（新設）

（間仕切壁等関係）

第八十一条　法第八条第一項の規定により第二十四条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ　増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の三第一号ロの規定により国土交通大臣が定める基準に従い、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画されるものであること。

二　工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

（耐火建築物等としなければならない畜舎等関係）

第八十一条の二　法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ　増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二　工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

（畜舎等の隔壁等関係）

第八十一条の三　法第八条第一項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　次のイ及びロに該当するものであること。

イ　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ　増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の六の四第二項第一号イ(2)の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二　増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

（防火地域関係）

第八十二条　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。

（間仕切壁等関係）

第八十一条　法第八条第一項の規定により第二十四条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこととする。

（新設）

（耐火建築物等としなければならない畜舎等関係）

第八十一条の二　法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこととする。

（新設）

（新設）

（防火地域及び特定防災街区整備地区関係）

第八十二条　法第八条第一項の規定により第二十六条第三号（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）又は第四号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等　次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ　次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1)　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2)　増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するもので、同号イ(2)の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号イ(2)の規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ　次の(1)から(5)までに該当するものであること。

(1)　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該認定畜舎等の床面積の合計を超えないこと。

(2)　増築又は改築後における床面積が五百平方メートルを超えないこと。

(3)　増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造であること。

(4)　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備をいう。(5)及び第八十六条第四項において同じ。）を設けること。

(5)　増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

二　木造の認定畜舎等のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの　前号イに該当するものであること。

（準防火地域関係）

第八十三条　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等　次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ　次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1)　増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2)　増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の十一第一号イ(2)の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するもので、同号イ(2)の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号イ(2)の規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は五十平方メートルを超えず、かつ、前条第一号ロ(3)から(5)までに該当するものであること。

二　木造の認定畜舎等のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの　前号イに該当するものであること。

一　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該認定畜舎等の床面積の合計を超えないこと。

二　増築又は改築後における床面積が五百平方メートルを超えないこと。

三　増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

四　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

五　増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

（準防火地域関係）

第八十三条　法第八条第一項の規定により第二十六条第三号（準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えないこと。

二　増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

三　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

四　増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

（防火地域及び準防火地域内の畜舎等の屋根関係）

第八十三条の二　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十二条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該認定畜舎等の床面積の合計を超えないものであること。

二　増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものであること。

（特定防災街区整備地区関係）

第八十三条の三　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第四号（建築基準法第六十七条第一項に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、第八十二条第一号ロに該当する増築又は改築に係る部分とする。

（石綿関係）

第八十四条　法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。

一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における床面積の二分の一を超えないものであること。

二　増築又は改築に係る部分が建築基準法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

三　増築又は改築に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（畜舎等の敷地内における通路関係）

第八十四条の二　法第八条第一項の規定により第二十九条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分とする。

（大規模の修繕又は大規模の模様替）

第八十六条　法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項第四号（建築基準法第六十七条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における全ての当該行為とする。

（新設）

（新設）

（石綿関係）

第八十四条　法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における床面積の二分の一を超えないこと。

二　増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。

三　増築又は改築に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合すること。

（新設）

（大規模の修繕又は大規模の模様替）

第八十六条　法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第四号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てとする。

2　法第八条第一項の規定により第六条又は第三十条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における当該認定畜舎等の構造耐力上の危険性を増大させない全ての当該行為とする。

3　法第八条第一項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根又は外壁に係る全ての当該行為とする。

4　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における次の各号のいずれにも該当する当該行為とする。

一　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けるものであること。

二　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられているものであること。

5　法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における次の各号のいずれにも該当する当該行為とする。

一　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分が建築基準法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

二　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

6　法第八条第一項の規定により第二十九条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根又は外壁に係る当該行為であって、当該認定畜舎等の避難の安全上支障とならないものとする。

（増築等）

第八十七条　（略）

2　法第八条第一項の規定により第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項第一号、第二号若しくは第三号（建築基準法第六十一条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等であって、第十九条第三項に規定する部分が二以上あるものについて増築等をする場合における法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築等については、当該増築等をする第十九条第三項に規定する部分以外の部分に対する当該行為の全てとする。

3　法第八条第一項の規定により第二十四条の三第一項若しくは第二項、第三十一条から第三十三条まで又は第三十八条から第四十三条までの規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について増築等をする場合における法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築等については、当該増築等をする部分以外の部分に対する当該行為の全てとする。

2　法第八条第一項の規定により第六条又は第三十条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等の構造耐力上の危険性が増大しない当該行為の全てとする。

（新設）

3　法第八条第一項の規定により第二十六条第三号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

二　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

4　法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。

二　第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合すること。

（新設）

（増築等）

第八十七条　（略）

（新設）

2　法第八条第一項の規定により第三十一条から第三十三条まで又は第三十八条から第四十三条までの規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について増築等をする場合における法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築等については、当該増築等をする部分以外の部分に対する当該行為の全てとする。

別表第二（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)
(一)	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	図書の種類
	（略）	（略）
	配置図	
	（略）	（略）
	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別	
	延焼のおそれのある部分	
	防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置	
	（略）	（略）
(二)	発酵槽等	
	（略）	（略）
	配置図	
	（略）	（略）
	敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置並びに申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別	
	延焼のおそれのある部分	
	防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置	
	（略）	（略）

別表第三（第六十四条関係）

(一)	(い)	(ろ)
	（略）	図書の種類
		（略）
	明示すべき事項	
	（略）	（略）

別表第二（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)
(一)	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	図書の種類
	（略）	（略）
	配置図	
	（略）	（略）
	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別	
	（新設）	
	（略）	
	（新設）	
	（略）	（略）
(二)	発酵槽等	
	（略）	（略）
	配置図	
	（略）	（略）
	敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置並びに申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別	
	（新設）	
	（新設）	
	（略）	（略）

別表第三（第六十四条関係）

(一)	(い)	(ろ)
	（略）	図書の種類
		（略）
	明示すべき事項	
	（略）	（略）

| | | |

(七)

第二十四条の規定が適用される畜舎等	（略）	第二十四条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	（略）	耐火構造等の構造詳細図	防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	第二十四条第三項の規定が適用される畜舎等	第二十四条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	第二十四条第三項に規定する畜舎等に該当することを確認するために必要な事項
第二十四条の二の規定が適用される畜舎等	（略）	第二十四条の二第一項ただし書の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）	第二十四条の二第三項の規定が適用される畜舎等	第二十四条の二第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	第二十四条の二第三項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項
第二十四条の三第一項本文又は第二項の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第二十四条の三第三項の規定が適用される畜舎等	第二十四条の三第四項の規定に適合することの確認に必要な図書	第二十四条の三第四項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項

(七)

第二十四条の規定が適用される畜舎等	（略）	第二十四条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	（新設）	耐火構造等の構造詳細図	防火壁並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	（新設）	（新設）	（新設）
第二十四条の二の規定が適用される畜舎等	（略）	第二十四条の二第一項ただし書の規定が適用される畜舎等	（新設）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）
第二十四条の三第一項本文、第二項又は第三項の規定が適用される畜舎等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（新設）

(八)		(九)		(十)～(ろ)	(ほ)
第二十五条の規定が適用される畜舎等		第二十六条の規定が適用される畜舎等			
(略)	(略)	第二十六条第一項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	建築基準法施行令第百八条の三に規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎等
第二十五条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	(略)	第二十六条第二項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書		平面図
第二十五条第三項の規定が適用される畜舎等	第二十五条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	第二十六条第三項の規定が適用される畜舎等	第二十六条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書		耐火構造等の構造詳細図
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他建築基準法施行令第百八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
(略)	(略)	(略)	第二十六条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		当該主要構造部を区画する床及び壁の位置
(略)	(略)	(略)	第二十六条第二項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項		開口部の位置及び寸法
(略)	第二十五条第三項に規定する畜舎等の部分に該当することを確認するために必要な事項	(略)	第二十六条第三項に規定する畜舎等に該当することを確認するために必要な事項		防火設備の位置及び種別
					建築基準法施行令第百八条の三に該当する部分その他必要な事項を表示する位置
					主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
					建築基準法施行令第百八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

(八)		(九)		(十)～(ろ)	(ほ)
第二十五条の規定が適用される畜舎等		第二十六条の規定が適用される畜舎等			
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)
第二十五条第一項ただし書又は第二項の規定が適用される畜舎等	(略)	(新設)	第二十六条の規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	(新設)
(略)	(新設)	(略)	(新設)	(略)	(新設)
(略)	(新設)	(略)	(新設)	(略)	(新設)
(略)	(新設)	(略)	(新設)

別表第五（第六十四条関係）

| | | |

(七)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分又は防火設備を建築基準法第二十一条第二項の認定を受けたものとする畜舎等
(八)～(十)	（略）
(十一)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第六十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等
(十二)	防火設備を建築基準法第六十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等
(十三)～(十五)	（略）
(十六)	畜舎等の部分を建築基準法施行令第百八条の三第一号の認定を受けた床、壁又は防火設備で区画されたものとする畜舎等
(十七)	床、壁又は防火設備を建築基準法施行令第百八条の三第一号の認定を受けたものとする畜舎等
(十八)	特定主要構造部を建築基準法施行令第百八条の四第一項第二号の認定を受けたものとする畜舎等
(十九)	防火設備を建築基準法施行令第百八条の四第四項の認定を受けたものとする畜舎等
(二十)	（略）
(二十一)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分に関する防火設備の認定を受けたものとする畜舎等
(二十二)～(二十四)	（略）
(二十五)	特定主要構造部を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等
(二十六)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等

建築基準法第二十一条第二項に係る認定書の写し	
（略）	
建築基準法第六十一条第一項に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し	
建築基準法第六十一条第一項に係る防火設備に関する認定書の写し	
（略）	
建築基準法施行令第百八条の三第一号に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し	
建築基準法施行令第百八条の三第一号に係る床、壁又は防火設備に関する認定書の写し	
建築基準法施行令第百八条の四第一項第二号に係る認定書の写し	
建築基準法施行令第百八条の四第四項に係る認定書の写し	
（略）	
建築基準法施行令第百九条の八に係る認定書の写し	
建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号ロに係る認定書の写し	
（略）	
建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号ロに係る認定書の写し	

(六)	壁等を建築基準法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする畜舎等
(七)～(九)	（略）
(十)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第六十一条の認定を受けたものとする畜舎等
(十一)	防火設備を建築基準法第六十一条の認定を受けたものとする畜舎等
(十二)～(十四)	（略）
(十五)	主要構造部を建築基準法施行令第百八条の三第一項第二号の認定を受けたものとする畜舎等
(十六)	防火設備を建築基準法施行令第百八条の三第四項の認定を受けたものとする畜舎等
(十七)	（略）
(十八)～(二十)	（略）
(二十一)	（新設）
(二十二)	（新設）
(二十三)～(二十五)	（略）
(二十六)	（新設）

建築基準法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し	
（略）	
建築基準法第六十一条に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し	
建築基準法第六十一条に係る防火設備に関する認定書の写し	
（略）	
建築基準法施行令第百八条の三第一項第二号に係る認定書の写し	
建築基準法施行令第百八条の三第四項に係る認定書の写し	
（略）	
（新設）	
（新設）	
（略）	
（新設）	
（新設）	

(ヲ)	外壁を建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロに係る認定書の写し
(ワ)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の四第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の四第一号ロに係る認定書の写し
(カ)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し
(ヨ)	防火設備を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)に係る認定書の写し
(タ)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十一第一号イ(2)に係る認定書の写し

別表第六（第六十四条関係）

特定主要構造部を建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号に該当するものに限る。）	一　建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の四第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

別表第九（第七十二条関係）

(ロ)	(イ)		
図書の種類	明示すべき事項	(一)・(二)	(三)
(略)	(略)	(略)	第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等
(略)	(略)		第八十条の規定が適用される認定畜舎等

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
(ヨ)	防火設備を建築基準法施行令第百三十七条の十第四号の認定を受けたものとする畜舎等
（新設）	（新設）

別表第六（第六十四条関係）

主要構造部を建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号に該当するものに限る。）	一　建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

別表第九（第七十二条関係）

(ロ)	(イ)		
図書の種類	明示すべき事項	(一)・(二)	(三)
(略)	(略)	(略)	第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等
(略)	(略)		第八十条の規定が適用される認定畜舎等

第八十条の二第一項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十条の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の二第二項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十条の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の三の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の四の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の五の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の五の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十条の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十一条の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十一条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十一条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十一条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項

（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	（新設）
	基準時以後の増築又は改築に係る部分	（新設）
第八十一条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	（新設）
	（新設）	（新設）

第八十一条の三の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十一条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十一条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十二条の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
	平面図	その他第八十二条の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十二条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
	平面図	その他第八十三条の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十三条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十三条の二の規定に適合することの確認に必要な図書
	増築又は改築に係る部分	第八十三条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の三の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十三条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	平面図	増築又は改築に係る部分
	増築又は改築に係る部分	第八十三条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項

（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
第八十二条の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
	平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
	（新設）	（新設）
第八十三条の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
	面積表	基準時以後の増築又は改築に係る部分
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

第八十四条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	（略）	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	第八十四条の二の規定が適用される認定畜舎等	その他第八十四条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
第八十五条の規定が適用される認定畜舎等	（略）	第八十六条第三項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
第八十六条第五項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	（略）			
第八十六条第六項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十六条第六項の規定に適合することの確認に必要な図書	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分	第八十六条第六項の規定に適合することを確認するために必要な事項	

第八十四条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	（略）	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
第八十五条の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（新設）	（略）	（新設）	（新設）
第八十六条第四項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

		第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
		第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画

１．～３．（略）

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000㎡超の場合に記載すること。）

（１）（略）

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①～⑥（略）

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）

□耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の４第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□その他

⑧・⑨（略）

⑩第26条第１項の規定の適用

□第26条第１項第１号に掲げる畜舎等

□第26条第１項第２号に掲げる畜舎等

□第26条第１項第３号に掲げる畜舎等

□防火地域　□準防火地域

□第26条第１項第４号に掲げる畜舎等

⑪（略）

（３）（略）

５．～９．（略）

		第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	（略）	（略）
		（新設）	（新設）	（新設）

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画

１．～３．（略）

４．畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が３,000㎡超の場合に記載すること。）

（１）（略）

（２）畜舎等別の構造及び設備の概要

①～⑥（略）

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

□耐火構造

（新設）

□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

□その他

⑧・⑨（略）

⑩第26条の規定の適用

□第26条第１号に掲げる畜舎等

□第26条第２号に掲げる畜舎等

□第26条第３号に掲げる畜舎等

□防火地域　□準防火地域

□第26条第４号に掲げる畜舎等

⑪（略）

（３）（略）

５．～９．（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。